

# 二ヶ領用水基本方針（案）概要版

## 1 ニヶ領用水の概要・現状

### （1）概要

- ニヶ領用水は、ニヶ領本川、上河原線、宿河原線、円筒分水下流で構成され、治水、利水機能の役割を果たすとともに、都市の中で、憩いや安らぎを与える水と緑の空間及び川崎市の発展の礎を築いた歴史のシンボルとして、多くの市民に愛され親しまれています。



### （2）歴史

- 慶長16（1611）年：ニヶ領用水の竣工。我が国有数の古い農業用水です。江戸時代に稻毛領と川崎領にまたがって開削されたことに、その名は由来します。ニヶ領用水の建設は、徳川家康の江戸入府に伴い、江戸近在の治水と新田開発を命じられた用水奉行小泉次大夫の差配の下に、地域の農民が力を合わせ、14年の年月を費やし完成しました。
- 1700年代江戸中期：御普請役人の田中休愚の指導の下、「上河原取入口堀」や「久地分量樋」など大規模な改修が行われ、江戸中期には60ヶ村、約2,000ヘクタールの水田に水が引かれ、豊かな田園風景が広がっていました。
- 昭和初期頃：ニヶ領用水の引水は水田だけでなく畑や桃畠にも利用され、中原区域は全国でも有数の桃の産地でした。
- 昭和14（1939）年：ニヶ領用水の余剰水を上平間の取水口から取り入れた、日本初の公営工業用水道が創設され、海沿いの工場地帯に工業用水が供給されました。
- 昭和17（1941）年：久地円筒分水の竣工。4つの堀（久地堀、六ヶ村堀、川崎堀、根方堀）に分水し、各堀へ用水を共有できるように造られました。
- 昭和34（1959）年：稻田取水場が建設され、更なる水がニヶ領用水から工業用水として市内各種の工場へと配水されました。
- 昭和30年代半ば（1960年～）：急激な都市化により、ニヶ領用水に多くの生活排水が流入し、水路にはヘドロが堆積し、悪臭や水質の悪化が問題となりました。
- 昭和49（1974）年：生活排水の混入で水質の悪化が進んだことにより、ニヶ領用水の上平間の取水口については停止されたが、その後、下水道の整備が進み水質が向上しました。

- 昭和60（1985）年：親水護岸化する環境整備が始まり、中野島付近の遊歩道、宿河原付近の遊歩道、大師堀跡を利用した水路などが増設されました。また、動植物に親しめる水辺空間での体験学習や自然環境について学ぶことができる空間づくりが始まりました。
- 平成10（1998）年：久地円筒分水がその歴史的な重要性や、全国に広がる初期の円筒分水の事例であることから、国の登録有形文化財に登録されました。
- 平成23（2011）年：ニヶ領用水が竣工400年を迎えることを契機に、市民主体による「ニヶ領用水竣工400年プロジェクト」が発足し、ニヶ領用水竣工400年記念事業が始まり、最終的には35の市民団体が参加し、2年間で120以上のイベントが開催されました。
- 令和2（2020）年：令和元年に国の文化審議会から文部科学大臣に答申された「ニヶ領用水（全長約18kmの内、合計約9.2km）」が、国登録記念物（遺跡関係）として文化財登録されました。



川崎堀（平間、昭和初期） 久地円筒分水完成時（昭和16年） 多摩区中野島周辺環境整備（平成初期）

### （3）治水や環境整備等の取組状況

#### （治水整備）

- 本市の河川は、全国的な整備水準である時間雨量50ミリの降雨に対応できる河川改修を進めており、令和7年4月1日現在での河川整備率は約90%となっています。ニヶ領用水については、ニヶ領本川と五反田川との合流部より上流側の整備に向けて取り組んでいます。

#### （利水）

- かつての農業用水としての利用は減少しましたが、ニヶ領上河原堰より取水を行っており、工業用水として活用されています。

#### （環境整備）

- 昭和60年ごろから、本市が管理するニヶ領用水全川において、都市における多様な河川景観の形成・親水性向上を目指して、護岸には桜などの植樹や階段護岸による親水機能、河道には魚道ブロックの設置など、環境整備を行ってきました。

#### （環境保全）

- 維持管理については、川崎市が管理する全ての河川管理施設（土木構造物、堰や水門等の機械電気設備、河川樹木）を良好な状態に保全することを目的として、令和4年に「川崎市河川維持管理計画」を策定しました。同計画に基づき、自然環境に配慮した護岸や親水施設の補修、市民協働による活動と連携した河川環境の適切な管理等により、さまざまなニーズに対応した良好な河川環境を保全しています。

#### （洪水ハザードマップ）

- 雨によって河川が増水し、堤防が決壊するなどの氾濫が発生した場合に、浸水が想定される範囲とその程度、及び地域の避難場所等を示した地図で、水防法の規定に基づき作成し、周知・啓発を行っています。

# 二ヶ領用水基本方針（案）概要版

## （4）沿川における市民活動

- ・市と市民が協働で河川や水路の環境を良好に保ち、快適な水辺にふれあい、親しむことができるよう、「川崎市河川愛護ボランティア制度」により市民の活動を支援し、市民の皆様が自主的、日常的に清掃活動等を行う取組を推進しています。
- ・二ヶ領用水では、沿川の住民が散策や水辺に親しむほか、さまざまな市民団体が活動しています。市民活動の状況は、「二ヶ領用水中原桃の会」や「二ヶ領用水ウォッチング・フォーラム」などの二ヶ領用水を中心に活動している団体のほか、多摩川関連の団体やガイド関連、文化・芸術関連、観光・まちづくり関連の団体などの多様な分野で活動する団体が二ヶ領用水にかかわる活動を展開しています。

## （5）市制100周年の取組

- ・令和6年度、川崎市は市制100周年を迎える。その象徴的事業である「全国都市緑化かわさきフェア」などの取組をすすめました。二ヶ領用水における市民協働の取組として、河川愛護ボランティア活動への理解や参加に繋げる清掃活動や、楽しい体験を通じて愛着の醸成を図る地域密着型のイベント等を行い、二ヶ領用水に対する市民意識の向上、市民連携・交流の場としての活用を推進しました。また、いつでも誰でも気軽に二ヶ領用水に触れ合えるように二ヶ領用水散策マップを「かわさきTEKTEK」のウォーキングコースに掲載しました。



植樹・清掃活動 & 川下り

## 2 計画の見直しについて

### （1）背景と目的

- ・「二ヶ領用水総合基本計画」は平成5年3月に策定し、用水路の保全・再現を目指した環境整備や治水対策・防災対策の推進などの整備を中心に取り組み、二ヶ領用水永久地円筒分水周辺の環境整備や河道の整備などを進めてきました。
- ・その後、社会環境や周辺の土地利用の変化と併せて、住民や市民団体が川づくりに参画することの重要性が高まってきたことや、二ヶ領用水が平成23年3月1日に竣工400年を迎え、市民が中心となって、イベントやマップ作成、勉強会など、さまざまな取組を進めてきたことから、これまでの二ヶ領用水の保存・復元を基本とした親水施設等の整備中心の計画と合わせて、市民との協働を基本とした計画として、平成25年3月に計画を改定しました。
- ・現計画に基づく取組状況や河川施設の維持管理に関する取組、また、市制100周年の象徴的事業として開催した「全国都市緑化かわさきフェア」を契機としたさまざまな協働の取組をさらに推進していくため、二ヶ領用水の利用状況等を踏まえ、計画の見直しを行い、「二ヶ領用水基本方針」を策定することとしました。

## （2）市民の意識(望む姿)

- ・二ヶ領用水沿川では、さまざまな世代の市民が散策や花見などを楽しむほか、多くの市民団体が清掃活動、桜や桃の植樹や管理、イベント開催、歴史研究などのさまざまな活動を実施しており、自然と触れ合い、郷土川崎を知る貴重な生涯学習の場として、二ヶ領用水を将来にわたる自然環境の保全や歴史・文化の継承が求められています。

## （3）見直しの考え方

- ・少子高齢化の更なる進展や人口減少への転換、気候変動による水災害の激甚化・頻発化や地球温暖化等の都市を巡る近年の環境変化に対応していくことが必要となっています。

次の100年を見据え、二ヶ領用水が有する歴史的価値や排水機能、暑熱緩和やウェルビーイング効果などを最大限発揮することで、都市の中で憩いや安らぎを与える水と緑の空間である自然環境や生物多様性を守ること、沿川の賑わいや交流を創出して都市の魅力や地域価値の向上を推進することなどが求められています。このため、これまでの二ヶ領用水の保存・復元を基本とした親水整備等の維持管理については「川崎市河川維持管理計画」に基づいて実施し、さまざまな人との協働により歴史、文化を伝え、自然環境を保全していくための方向性を示す「二ヶ領用水基本方針」として見直しを行います。

## 3 二ヶ領用水基本方針

### （1）基本方針

- ・今後の目指すべき二ヶ領用水の姿として、さまざまな人との協働により歴史や文化を伝え、自然環境を守るため、基本方針を次のとおりとします。

・川崎の宝である二ヶ領用水の良好な河川環境を保全する。

・地域の魅力づくりや価値の向上に二ヶ領用水を活かす。

### （2）基本方針の考え方

#### 【河川環境の保全について】

- ・川崎の宝である二ヶ領用水が有する景観や自然環境を保全していくため、二ヶ領用水の維持管理については、川崎市が管理する全ての河川施設を良好な状態に保全することを目的として策定された「川崎市河川維持管理計画」に基づき、自然環境を配慮した護岸補修や親水施設の補修、市民協働による取組みも活用した河川環境の適切な管理や「川崎市緑の基本計画」、「川崎市大気・水環境計画」等の他の計画に基づき取組を推進することにより、二ヶ領用水の良好な河川環境を保全していきます。

- ・二ヶ領用水の自然環境や生物多様性を保全するため、市民協働による清掃や緑化の活動、水量水質の保全、グリーンインフラ等の取組を推進することで、緑の潤いと憩いの空間となる自然環境の保全を図ります。

#### 【地域の魅力づくり、価値の向上について】

- ・市民が二ヶ領用水を身近に感じ、その有する歴史や文化の魅力を学び、次世代へとつなげる取組を推進します。

- ・二ヶ領用水を市民の憩い交流する場として、さまざまな取組やイベント等を推進し、地域の魅力づくりや価値の向上を図ります。

# 二ヶ領用水基本方針（案）概要版

## 4 ニヶ領用水基本方針に基づく取組の方向性

- ・基本方針の考え方を踏まえ、4つの方向性に基づいて取組を推進します。

### （1）ニヶ領用水が育んだ歴史・文化の継承

#### ア 歴史・文化研究の取組

- ・さまざまな視点からニヶ領用水の研究を行っている方々の成果を広める機会を設けることで、市民同士の良き交流の場、そして学習の場としながらニヶ領用水の普及・啓発を図ります。

#### イ 歴史・文化散策の取組

- ・ニヶ領用水沿いを散策し歴史・文化に触れ、ニヶ領用水の魅力を学ぶ取組を推進します。



小学校社会科教育



円筒分水

### （2）自然環境の保全

#### ア 河川環境保全の取組

- ・ニヶ領用水の多様な生き物を守り、人々の憩いの空間を創出するため、各関連する計画に基づく河川環境の維持管理、国との連携による維持水量の確保等に努め、河川環境の保全を図ります。

#### イ 地球環境課題への対応

- ・地球温暖化による気候変動や生物多様性など、環境の変化に対応するため、行政・市民協働における脱炭素、グリーンインフラ、流域治水等のさまざまな視点から地球環境課題への対応に取り組んでまいります。



生きもの観察



流域治水イメージ図

## （3）関連する活動の推進と継承

#### ア 地域美化活動の取組

- ・ニヶ領用水沿いの清掃、除草、緑化等の地域美化活動を通じて、憩える緑豊かな水辺づくりの観点から、ニヶ領用水という地域特性を守り育み、地域の方々と愛護活動を推進します。

#### イ さまざまなイベントの開催

- ・ニヶ領用水のさまざまなフィールドにおいてイベントを開催することにより、ニヶ領用水の存在を幅広くアピールする取組を推進し、地域の魅力づくりや価値の向上を図ります。

#### ウ 憩い・交流の場の創出

- ・市民が水に触れる場や自然観察が可能な場を積極的に活用することで、憩い・交流の場の創出を図ります。



大師堀公共花壇花植え



川下りイベント

## （4）情報発信・共有の推進

#### ア ニヶ領用水に関わる配布物の活用

- ・ニヶ領用水の歴史や散策コースなどについて、パンフレットや散策マップを配布し、幅広く市民に利用してもらうことで、ニヶ領用水の魅力発信を推進します。

#### イ ニヶ領用水ホームページの活用

- ・ニヶ領用水の見どころの紹介やイベント等の案内を掲載し、幅広く市民に情報発信する取組を推進します。

#### ウ 新たな広報方法の取組

- ・ニヶ領用水沿川において、二次元バーコード等の情報発信方法を活用し、幅広く市民にニヶ領用水に関わる情報を広報する取組を推進します。



ニヶ領用水知絵図



ニヶ領用水散策マップ

## 5 ニヶ領用水基本方針の着実な推進

- ・ニヶ領用水をよりふさわしい形で後世へ継承していくためには、地域の方々の力を借りながらより良いものにしていきたいと考えています。

着実な推進に向けては、市民と行政がそれぞれの役割と責任のもと、相互の立場を尊重し、より協働して取り組んでいくことが大切であるため、市民、行政等の参画により「（仮称）ニヶ領用水基本方針会議」を設置し、報告事項や課題等を共有しながら、今後の取組などについて意見交換をしてまいります。